

## 小売施設における手順 対面方式での営業再開：付録 B

**最近の更新内容：**（変更は黄色で強調表示されています）

**12/6/20:**

- 2020年12月3日に発令され、2020年12月6日午後11時59分（PST）から有効となる州の地域的在宅命令に準拠して、追って通知があるまで、すべてのショッピングセンターは以下を行う必要があります。
  - 収容人数を建物の総収容人数の20%に制限する。占有率は建築基準法に基づきます。
  - 収容人数を監視するシステムを実装する。
  - 顧客による施設内での顧客の飲食を禁ずる。
  - 高齢者や慢性疾患や免疫力の低下している方々のために特別な時間を設ける。
- 仕切りのあるキュービクルを含め、作業スペースで働く従業員はフェイスカバーを着用しなければなりません。これは、2020年11月28日に発令された一時的な衛生担当官命令に準拠した一時的な措置であり、本要件は、2020年11月30日午前12時:1分（PST）から追って通知があるまで有効です。
- 飲食する際は常に、従業員は他の人から6フィートの距離を保ち、可能であれば屋外で行う必要があります。休憩室での食事よりも、キュービクルやワークステーションでの飲食が望ましいです。

**11/19/20：**すべての必須でない小売施設は、午後 10 時から午前 5 時までの時間帯の対面式での営業を閉鎖する必要があります。小売施設は、対面式での営業が禁止されている時間帯は、配達やカーブサイドでの持ち帰り方式で営業を継続することができます。

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、特定の小売業が安全に営業を再開できるよう、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを試みています。以下の要件は、2020年5月26日付の州衛生担当官命令により、対面方式での営業再開を許可された小売店に特化したものです。この種のビジネスは州知事が特定小売企業に課す条件に加え、小売施設向け対面方式での営業再開のためのチェックリストに記載されている条件にも準拠する必要があります。

リスクの低い小売施設は、COVID-19 対策における職場と地域におけるより安全な再開のための衛生担当官命令（命令）の第 18 項により必須と定義されたものを除き、午後 10 時から午前 5 時までの時間帯、対面式の営業を停止する必要があります。対面式での営業が禁止されている時間帯は、配達やカーブサイドでの持ち帰り方式で営業を継続することができます。

小売施設の全体最大収容人数は、2020年12月3日に発令された州の地域的在宅命令に準拠して、最大収容人数の20%に制限されます。これは2020年12月6日の午後11時59分（PST）から追って通知があるまで有効です。収容人数は建築基準法に基づきます。

注：本文書は、追加情報や情報源が入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> にアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

本チェックリストの内容

- (1) 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 適切な感染防止対策
- (4) 従業員および市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順を作成する際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべての企業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されない理由を説明する準備ができていなければならない必要があります。

企業名:

---

施設住所:

---

建築基準法に基づく

最大収容人数:

---

投稿日:

**A. 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）**

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- すべての従業員は病気のときは出勤しないよう指示されている。従業員は必要に応じて、自己隔離および隔離に関する公衆衛生局のガイダンスに従うことを理解している。従業員が病気のために自宅待機した場合に罰則を受けないように、職場の休暇方針が見直され、修正されている。
- 従業員には、受給資格があれば経済的に自宅待機しやすくなる、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。[ファミリーファーストコロナウイルス対策法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利、労災補償給付金における従業員の権利、および[州知事令N-62-20](#)に準拠する3月19日から7月5日までの間に発生したCOVID-19曝露への労災補償給付に対する従業員の権利、COVID-19の労働関連の推定を含む、COVID-19における病気休暇および労災補償を支援する[行政のプログラム](#)に関する追加情報を参照すること。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- 一名以上の従業員がCOVID-19（症例）に対して陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを知らされた際、雇用主は感染者の自宅隔離を促し、職場で曝露した全従業員の即時自己検疫を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員のCOVID-19検査へのアクセスや、検査を

- 受ける手順を検討する必要がある。[職場でのCOVID-19への対応については](#)、公衆衛生指導を参照すること。
- 従業員が職場に入る前に[症状の確認](#)を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に対面で行うことができる。可能であれば職場で検温も行う。
  - 14日以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのクラスターを公衆衛生局（888）397-3993または（213）240-7821に報告しなければならない。クラスターが現場で特定された場合、公衆衛生局は、クラスターへの対応を開始し、感染対策のガイダンスと推奨事項、技術サポート、およびサイト固有の対策を提供する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査として配属され、施設の対応を指導する。
  - 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスカバーを無料で提供している。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の背の高さよりも高い仕切りで仕切られたキュービクルに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない。
  - 2020年11月28日に発行されたCOVID-19：Tier 1実質的なサージへの応答対策に関する衛生担当官命令に準拠して、すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスカバーを着用しなければならない。2020年11月30日の午前12時1分（PST）から追って通知があるまで、一時的な本命令の有効期間中「立った時の背の高さよりも高い仕切りで仕切られたキュービクルに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は無効となる。
  - マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーションが従業員間により広い距離や障壁を提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
  - 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより、占有率が低下され、従業員間のスペースが最大化されている。
    - 休憩に使用される部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。
    - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。
    - テーブルを6フィート離して配置して、座席間に6フィートの距離を確保し、占有率を下げるために座席を取り除くかテープを貼り、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、占有率の削減、物理的距離の確保の代替と見なすべきでない。
  - 従業員には、フェイスカバーを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。
  - 雇用主は頻繁な手洗いや手指消毒剤の使用を補うため、どのような場合に使い捨て手袋の使用が役立つかを検討する。例として、他者の症状の確認をしたり共有する物を扱う従業員が挙げられる。

- すべてのワークステーションの間隔を少なくとも6フィートあけている。
- 配送エリア（カーブサイドピックアップ用）、休憩室、トイレ、その他の共用エリアは以下のスケジュールに従って1時間ごとに消毒されている。
  - 配送エリア \_\_\_\_\_
  - 休憩室 \_\_\_\_\_
  - トイレ \_\_\_\_\_
  - その他 \_\_\_\_\_
- 賃金と時間の規定に準拠して、従業員が休憩室で常に6フィート以上の距離を維持できるように、休憩時間をずらしている。
- 従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる。  
\_\_\_\_\_
- すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる。  
\_\_\_\_\_
- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 可能な限り、各従業員には、各自の用具、機器、および特定のワークスペースを割り当てている。手持ちのアイテムの共有は最小化または排除している。
- 従業員はシフト中に清掃を実施するための時間を割り当てられている。清掃業務の割り当ては、従業員の職務の一環として、勤務時間内に割り当てられる。
- このチェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフおよびその他の会社に適用される。
- オプション - その他の対策の説明  
\_\_\_\_\_

## B. 物理的距離を確保するための対策

- 屋内小売施設内にいる顧客数は十分な物理的距離を確保するために小人数に限られ、小売施設の最大収容人数の20%を超えていない。  
施設の最大収容顧客数: \_\_\_\_\_
- 小売店は収容人数を確認するためにすべての入口を監視している。可能であれば、特定の入口を設け、物理的距離を維持するために出口は別に設ける。
- 目印などを使用するなどして物理的な距離を維持しながら、顧客を外に並ばせる準備をする。必要に応じて布製フェイスカバーを着用したスタッフを最も近い顧客から少なくとも6フィートの距離を保ちつつドアの近くに配置し、顧客と6フィートの距離をとりながら収容人数を確認し、施設が最大収容人数の上限に達した場合は、顧客を入口の外側に6フィート離れて並ぶよう指示する。
- 従業員と顧客間に少なくとも6フィートの物理的距離を保つための対策を実装している。これには物理的な仕切りや目印（例えば、床のマーキング、色付きのテープ、または勤務者や従業員が立つべき場所を示す標識）の使用が含まれる。
- 可能であれば、特定の入口とそれとは別の出口を設けて、物理的距離を維持できるようにする。
- チェックアウトステーションではプレキシガラスの仕切りなどを設置して、レジ係と顧客との接触を最

- 小限に抑えるための対策を講じている。入口、支払い待ちの列や、レジの近くに標識を掲示して、顧客に物理的距離の維持を促している。
- 支払い待ちの列に並ぶ顧客用に、並ぶ列の始まりとその列に加わる他の顧客の間隔となる6フィートの目印となるよう、テープまたは他のもので印をつけている。
  - 全エリアで顧客と従業員間で少なくとも6フィートの距離を保つよう従業員に指示している。従業員は支払いの受け取り、商品やサービスの提供、その他必要に応じて一時的顧客に近づける。
  - 顧客に従業員用トイレを使用させていない。
  - 従業員のワークステーションは少なくとも6フィートの間隔をあげ、物理的距離を確保するにあたり、従業員の集まりを制限できる共用エリアの配置をしている。
  - 従業員の集まりを制限し、少なくとも6フィートの物理的距離を確保できるように、休憩室やその他の共有エリアを構成する。可能な場合は、日差しを遮るカバーと座る場所のある屋外休憩エリアを作成して物理的距離を確保している。賃金と時間の規定に準拠した物理的距離措置をとることができるよう、従業員の休憩時間をずらしている。
  - 荷物の積み降ろし場所においても物理的距離措置を実践し、配送用に非接触型の署名を実装する。
  - 従業員以外のトラック運転手、配達代理店やベンダーは小売施設に立ち入る際布製フェイスカバーを着用する。

### C. 感染防止対策

- 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やしオフィスや他のスペースの換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。
- 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムを定期的に消毒している。  
説明： \_\_\_\_\_
- 共用エリアおよび顧客が持ち帰りや支払いの際に頻繁に触る物（テーブル、ドアノブ・ドアハンドル、クレジットカード読み取り機など）は、EPA承認の消毒剤を使用して営業時間中は1時間ごとに消毒している。
- 職場と施設全体は少なくとも毎日清掃し、トイレと頻繁に触れるエリアや物はより頻繁に清掃する。
- 小売店の営業時間は定期的なディープクリーニングと製品の品出しに十分な時間を取ることができるように調整している。従業員が同じ通路に同時にいることを避けるために、品出しの時間をずらす。
- 可能であれば、顧客にデビットカードまたはクレジットカードの使用を奨励し、エコバッグを頻繁に清掃するように促し、エコバッグを持参する顧客には購入品を自分でバッグに入れるよう依頼する。
- 顧客が利用する試着室は、スタッフが監視する。試着されたが購入されなかった衣服は、ラックまたは棚に戻す前に24時間保管する。
- 施設に到着した顧客に、施設内または施設の敷地内では常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている顧客はこの要件から免除される。従業員と他の顧客の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参していない顧客が利用できるフェイスカバーを

用意する。

- 顧客が施設に入る前に症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、およびその個人が現在隔離または検疫の命令を受けているかどうかを含める。これらの確認は対面で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある顧客は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの方法で行う。
- 子供連れで来店する顧客は、子供が親の隣から離れないことを確認し、他者や自分の物ではない物に触れないようにして、年齢によってはフェイスカバーを着用させる。
- 店内で食品が並べられたバー、食品の大容量での販売、および試飲試食は中止されている。
- 購入品は封印した包装またはレシートを添付した袋で顧客に提供している。
- 顧客に、小売施設内では飲食が禁止されていることを注意喚起する。**
- 可能な場合は、移動センサーライト、非接触型決済システム、自動のソープやペーパータオルディスペンサー、タイムカードシステムなどのハンズフリー機器を設置している。
- 手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱を施設の入り口または入り口付近に設置されている。
- すべての支払いポータル、ペン、スタイラス（尖筆）は、**毎時間**消毒している。
- オプション - その他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する、ピーク時以外の販売に報奨を与える）

#### D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 本手順のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- 事前注文および前払いのオプションやその利点を顧客に通知する看板を施設の入口または顧客が並ぶ場所に掲示している。
- 施設内では飲食できないことを顧客に注意喚起する看板を施設全体に掲示する。**
- 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスカバー着用の必要性、事前注文、前払い、持ち帰りまたは配達に関する方針、その他の関連する事項について明確な情報を提供している。

#### E. 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための対策

- 可能であれば清掃完了直後の時間に、高齢者や医学的に脆弱な方を含む、脆弱な方向けの専用の買い物時間を必要に応じて設けている。
- 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。
- 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- 移動が制限されている、または公共スペースにいることで病気にかかるリスクが高い顧客のための商品およびサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

**企業は、上記に含まれていない追加対策は別紙に記載し、本文書に添付してください。**

本手順に関するご質問やご意見は下記の者までご連絡ください：

企業

担当者名：

電話番号：

最終更新日：